

装置としての「台湾」と日本人の外縁

——在暹「台湾人」国籍問題——

川 島 真

はじめに

1895年5月8日、日清間に下関条約が締結された。この条約の第5条および1896年3月19日に台湾総督府が制定した「台湾住民分限取扱手続」などによって、条約締結から2年後、すなわち1895年5月8日までに台湾から撤退しない台湾島及び附属島嶼の住民は、自動的に「日本国国民」となることが定められた。こうして新たに日本国国民となった彼らは一般に「台湾籍民」と称されることになるが、日本政府側は当初、書類上「新臣民」と記すことがあった¹⁾。台湾領有以前、アイヌ人の扱いや日本人の起源などをめぐり、様々な「日本人論」が展開されていたが、台湾領有によって日本の多民族国家化は一層促進された²⁾。日本は、民族政策の見取り図を新たに描く必要性に迫られ、その後、日本人をめぐって、制度上あるいは言説上の様々な内縁が形作られ、重層化していった。だが、これはこれまで看過されてきたことだが、こうした内的重層化とともに、「日本人」の外縁もまた躍動的に変動することになっていった。本稿は、台湾領有直後にシャムでおきた国籍問題を取り上げ、日本が「台湾」という装置を獲得したことにより生じた、日本人の外縁問題の一端を考察したい。

19世紀後半、東シナ海から南シナ海にかけての諸地域に開港場が設定されたことに伴って、かつての朝貢貿易システムが再編され、多くの華人が商人として、あるいは労働者として海外に移住していった³⁾。台湾はそうした移民の流れの直中にある地である。日本が提示した土地に依拠した国籍をめぐる帰属方法は、土地に縛られずに頻繁に移動する華人に一つの選択を迫ることになった。だが、「台湾」という属地概念に基づく国籍選択の方法だけでは、実態に必ずしも適応できるわけではなかったのである。そこで日本側は、幾つかの調整条項を設定した。例えば、生活基盤が福建等にありながら、たまたま台湾にいた清国人も国籍取得が可能であるとし、また対岸の福建にいる清国人で台湾に親戚をもつ者も諸条項を利用して結果的に国籍取得が可能であるとした。また2年を過ぎても、諸事情から帰国できなかった者も、以前に台湾に居住していたことが証明できれば、国籍取得が可能であった。他方、日本に帰化した清国人が台湾籍民となることもできた。先の下関条約第5条および「台湾住民分限取扱手続」は、条項の運用段階において、相応の柔軟性が付与されていたのである⁴⁾。

このような運用上の柔軟性は、現実に対応した結果ではあったが、結果的には逆に様々なかたちで利用されることにもなった。よく知られている例が偽造籍民であろう。本稿で取り扱う問題も、法運用の柔軟性がシャムにおいて日本人外交官に利用された例である⁵⁾。以下、本稿と先行研究との関係を三つの側面から述べておきたい。第一は台湾籍民研究、第二は日本人論研究、第三は国籍問題研究である。

台湾が日本に割譲されてから発生した台湾島民の国籍問題は、これまで一般に「台湾籍民」問題として議論されてきた。研究史を繙けば、歴史的事実性を重視した中村孝志の諸研究や、歴史的な評価に注目した諸研究があることに気付く。評価の焦点は、台湾籍民が「日本帝国主義」の手先な

のか否かということに置かれていたようである。こうした言説は、歴史研究において政治的判断が求められた時代の必然的産物であった。だが、最近の研究動向を見ると、政治的に台湾総督府と台湾籍民の問題を扱ったり、台湾商人のネットワークを研究対象として、兩岸の経済関係を明らかにするなど、新しい方向性が示されてきている⁶⁾。他方、時期的に見れば、研究の多くは1920～30年代に集中し、地域から見れば、東南アジアよりも福建が中心であるように思われる。これに対し、本稿で扱うのは、これまであまり取り上げられていない時期（1890年代末から1900年代）と地域（シャム）である。この点、研究史に対して一定の貢献ができよう。また、本稿で主な検討対象とするのは、台湾籍民自身の活動というよりも、当時の日暹間に生じた台湾人国籍問題に見られる、日本の対外政策当局の台湾観や、その当局にとっての台湾という装置の位置付けである。したがって、台湾史研究や日本植民地史研究というよりも、台湾人をめぐる国籍問題と、東アジア国際政治史やアジア政治外交史研究との接点を模索する研究である。

また、日本帝国における臣民論、あるいは日本人の境界論という側面を考えると、小熊英二や駒込武の研究が重要な先行研究となる⁷⁾。小熊は、日本人に関する言説をまとめながら、個々の議論の背景や系統を描き、整理した。分析は戦後にも及び、日本人論が国のあり方を反映して変化していく様を明らかにした。他方、駒込武は実証的な日本植民地教育史の観点から、国民統合における日本人の内的境界を描き出した。本稿は、小熊や駒込の議論に比べると、日本人論の基礎をふまえず、また総合性や展開性に欠け、議論が微細に過ぎる面がある。だが、二点ほど本稿なりの特徴がある。第一は、これまでの研究が日本人のあるいは日本人論の内なる境界を描き出してきていたのに対し、本稿が外縁を対象としている点である。また、第二は日本人にする制度や言説ではなく、外交という場における、日本人をめぐる具体的な解釈や政策を扱う点である。無論、この特徴は同時に危険性を伴う。ケーススタディとしての普遍性に欠けるという点である。また、史料の無いところは研究対象とはしにくいという文献史学の限界もある。しかし、本ケースは比較的豊富に史料が残されており、有名な著述家や学者ではない現場の官僚の考え方や、また内政官僚による制度運用という側面には見られない外政官僚の政策展開の一端がうかがえよう。

そして、本稿は、東アジア・東南アジア地域における国籍問題研究という側面も有する。特に戦前期において、この地域における国籍は、ナショナリズムと直接的に結びつく要件というよりも、むしろ個人がみずからの活動を有利に展開する上での選択可能なツールとして認識されていたはずである。現在でも、華人にはそうした側面があると指摘されるが、戦前期には不平等条約体制が存在していたため、国籍が日常生活に特に密接に関わっていた。中国系移民は、国籍が定められた1909年以降も、二重国籍容認条項を利用して積極的に他国のパスポートを取得したり、他国の保護民などとなり、欧米人と同等の権益を東南アジアや中国国内で享受した。一般に20世紀前半の中国は弱体であったとされるが、こうした中国・中国人の拡大という側面もあったのである。他方、こうした拡大に抵抗して、各地でコンフリクトが起きたり、中国人を自国民化していく方向性もあった。朝鮮半島では華人虐殺事件が1920年代に頻発し、シャムでは一貫して中国人の自国民化が進められたのがその好例である。

しかし、こうした国籍問題に関わる歴史研究は、その重要性に比して明らかに手薄である⁸⁾。中国史では、華僑史の中で、各地での華僑虐待とその問題の解決という議論があり、東南アジア各国の歴史では華人の包摂という論理での歴史が組み立てられている。だが、20世紀前半の南シナ海に面した各地の華人の国籍をめぐる動きや、その進出に曝された独立国シャムの苦悩などは十分に検討されているとは言い難い。無論、こうした西太平洋地域の国籍問題に日本がどのように関わったの

かという観点も、台湾籍民という日本植民地史的研究におけるトピックを除けば、一部に植民地臣民間の平等性などに関する交渉研究が見られる程度で、十分な蓄積があるわけではない。本研究は、こうした研究史上の空白に対して一定の貢献をなし得るものと思われる⁹⁾。

日本は、台湾という装置を獲得することによって、華人社会にアクセスすることが可能となった。その装置を通して、時には華人社会に食い込み、時には華人社会から新たな資源を吸収しようとした。以下、1899年から1900年にかけてシャムで生じた案件の分析を行っていききたい。

第一章 シャム問題発生以前の新臣民取扱

本章では、シャム問題発生以前の新臣民取扱について簡単に整理しておきたい。先に触れたように、下関条約第5条は極めて簡単な条項である。日本政府は、条約締結に臨む前に、この条項の運用や適用範囲について明確なビジョンを持っていなかったようである。従って、条約締結後、台湾統治を開始するにあたり、実務問題として第5条が懸案事項となるのは当然の帰結でもあった。この問題を担当する台湾総督・台湾事務局・外務省は、締結後に頻繁に連絡を取り合っ、対応を協議し、新たなルールづくりを行うことになった。

1895年9月、初代台湾総督樺山資紀は、台湾事務局総裁の伊藤博文に次のような書簡を送り、第5条の台湾での告示方法を提示した。「本島住民ニ国籍選択ノ自由ヲ与ヘラレタルコトハ下ノ関媾和条約第五条ニ於テ保障セラルル所ニ有之候処、嚮キニ報告致置候通、本島受渡ノ際ハ清国暴兵ノ擾乱ニ引続キ、匪徒蜂起ノ為メ、清国政府ハ實際形式上ノ引渡ヲ為シタルマテニテ、本島住民ニ対シテ、其退去ノ自由及ニカ年ノ猶予ヲ許与セラレタルコトヲ普ク告示スル能ハサリシ状勢ニ付、本官ヨリ左案ノ通、告示スルヲ至当ト存候、依テ案ヲ具シ、茲ニ稟議候也¹⁰⁾。」下関条約締結後、清の官僚はその内容を島民に知らしめることなく撤退したのである。従って、総督府としても、まずはその内容を周知させることが必要になった。統治システムが確立していない初期において、方法としては、必ずしも周知に至るわけではない告示しかなかったのであろう。樺山総督は、伊藤総裁に対する書簡に「台湾及澎湖列島住民退去条規」案を添付し、裁可を求めた。総督府の起案に係る台湾島民の取扱に関する条規案は以下の通りである。「第一条 台湾及澎湖列島住民ニシテ本地方ノ外ニ転居セント欲スル者ハ、累世ノ住民ト一時寄留ノ住民トニ論ナク、其郷貫・姓名・年齢・現住所・不動産等ヲ記載シ、明治卅年五月八日以前ニ台湾総督府ノ地方官庁ニ届出ヘシ。其携帯スル家族ニ就テモ亦同ジ。」(同上史料) 5月8日の期限に台湾内の居住地にいる者は問題ないとしても、それ以前にどこかに移動する者も登録さえしておけば国籍取得が可能であり、その対象はたまたま寄留していた者にも適用されることになっていた。この第一条が一種の基本条規で、以下の三条は付帯条規というべきものであろう。「第二条 幼者ノ戸主及地方へ旅行中ノ者ハ、後見人管理人又ハ代理人ニ於テ退去ノ届出ヲ為スコトヲ得。第三条 土匪暴徒ノ擾乱ニ与ミニ官軍ニ抗抵(ママー筆者)シタル者ト雖モ、帰順降服(ママー筆者)シテ兵器ヲ納メタル上ハ、本島地ヲ退去スルコトヲ許ス。第四条 本地ヲ退去スル者ノ携帯スヘキ家財ニ就テハ総テ海関税ヲ免除ス。」第2条は、戸主のいない幼児も、台湾を離れる場合、後見人・代理人が代理申請することができるとしている。第3条は、台湾民主国参加者など日本の台湾支配に抵抗した者の安全離台を保証している。第4条は、国籍選択の自由を保証している。この案は、明治28年10月18日付の西園寺外相代理から伊藤総裁宛書簡で「右ハ別ニ異存無之」とされ¹¹⁾、そのまま台湾総督府に転送された。

1895年当時における最大の懸案の一つは、猶予期間である2年間の移民をどのように扱うかとい

うことであった。この2年間に外に出ていく台湾人については、上記のように日本国籍を得てから他地に赴くことも、日本国籍取得を放棄することも可能であった。また、その対象は、台湾に歴代居住している者とたまたま台湾にいた者の双方を含むということであった。では、この2年間に外から台湾に入ってくる者をどのように扱うのか。政府の思惑とは別に、人の移動は流動的なものである。「累世ノ住民ト一時寄留ノ住民トニ論ナク」、日本国臣民になれるとすれば、これを便利とみなして、猶予期間に来台して、こうした資格を得ようとする者が現れることは必至であった。こうして、台湾総督府は1895年5月8日以前に台湾にいた者と、それ以後に台湾に来たものを区別する必要に迫られた。そこで台湾総督府は、「清国人台湾上陸条例」を起案し、中央の許諾を経て発布した。この条例は台湾に来る清国人の旅券携帯を義務づけるなど、非常に厳格であった。そして、この厳格さは、当時の諸制度とかみ合うものとは言えなかった。また、当時、清国内で一般の商人や労働者が旅券を獲得して出国する慣例は無かったので、一般商人や労働者の来台が制限されることになったのである。こうしたことから、この条例は台湾内外の各方面から非難されることになった。

第一は、手続などをめぐる在外公館からの非難である。この条規発布後も、台湾総督府は関係領事館に通知しなかったのである¹²⁾。そのため、台湾渡航希望者が各領事館に証明書交付を求めに行っても(条規第6条)、領事館側が全く対応できないという状況が生じた。第二は、台湾駐在英国領事からの抗議であった。淡水付近のイギリス系茶業業者は、清からの季節労働者に頼っていた。商人らは、領事を通じて、清国旅券携帯義務を緩和し、日本領事の渡航証明で可とする妥協案を日本側(台湾総督府・外務省)に提示した。樺山総督は当初、この要請を拒否した。理由は、大陸から匪徒がやってきて台湾島民を煽動し、安寧が妨げられる可能性があるということであった¹³⁾。しかし、イギリスからの抗議の中で、総督府も外務省も態度を軟化させていった。1897年10月末、大隈外務大臣が首相に働きかける中、11月には台湾事務局野村政明局長から外務省内田康哉通商局長に具体的な運用変更が報告されていた。10月中旬には茶業労働者を一般労働者ではなく、特殊技能を持つ者として認識するように変更していたのである。領事館は写真貼付などを義務づけて、渡航者把握に務めたが、実際のところ数千名にのぼる労働者を掌握することは困難であり、現実には茶商公会がチェックをおこなうことになった。

このように、二年間の猶予期間中、人の出入りを規制し、「新臣民」を確定していこうとする試みは、必ずしも成功したわけではなかった。この制度には、当初から様々な運用上の柔軟性が付与されていた。こうした点が、運用上のさらなる流動性を生んでいくのであろう。以下に述べるシャムにおける国籍問題は、このような背景を有している。シャム公使館は、台湾関連法規のサーキュレーションの圏外におかれ、事務的には外務省を通じて「新臣民」問題を扱うことになった。しかし、上述のように、そもそもこの法規の裁量あるいは運用の範囲が広いために、現場の外交官の判断が大切となった。特にシャムと清国との国交が無かったこともあり、「新臣民」となることを望む華人・華工が少なくなかったのである。

第二章 シャムにおける華人問題と国府寺代理公使の施策

シャムは、国境確定以前にはマレー半島などの周縁地域の華人を厚遇し、徴税請け負い人としての地位を与え、勲章を授けるなどして、彼らを通じて間接統治を行っていた。また首都バンコクにおいては、経済を掌握する潮州系華人を包摂しつつ、朝貢などを請け負わせることによって、相互

利益の獲得を図っていた。しかし、19世紀半ばを過ぎると、ラーマ5世（チェラロンコーン王）が即位し、明治国家同様、近代化政策を実施した。辺縁では、相次ぐ戦争での敗北などによって国境線が外から与えられたこともあり、華人などを通じた間接統治を改め、中央の派遣する官僚によって統治する直接統治を行うに至った。地方の実力者であった華人は、地方の協力者となったり、首都に住むことになった¹⁴⁾。他方、シャム政府は朝貢を停止し、清との公式な関係を断絶、近代的国際法の概念を適用し、華人・華工を「無条約国民」として扱うことになった。このため、華人はシャム人同様に人頭税を支払い、時には兵役も課せられることになった¹⁵⁾。

これまで朝貢貿易などを通じて地位を保障されていた華人・華工は、このような事態に接し、自らの地位を保つために別の方法を模索し始めた。彼らが注目したのは、南シナ海に面する各植民地の華人が、植民地臣民（コロニアル・サブジェクト）あるいは保護民と認定され、シャムに来ると、イギリス人あるいはフランス、オランダ人と同様の特権を付与され、人頭税の支払いも免除され、治外法権の特権に浴することができた点である¹⁶⁾。この地位は厳格な規則の下に与えられるわけではなく、購入することも可能であった。そのうち、駐シャム公使館の中には、そうした地位（保護民）を故意に売却するところが現れ、価格競争さえ生じていた。シャム政府は、この登録制度に反発し続けた。日本公使館もまた、国府寺代理公使就任まではシャム政府の施策を尊重していた。

1899年4月10日、駐バンコク国府寺代理公使は、青木外相に対して「支那人ヲ本領事館籍ニ登録スル件」を送付した。（5月1日接受）。国府寺はシャムにおける治外法権の有用性を説き、体力習慣の許す限り、そこで富と地位を築くことができるとした上で以下のように述べる。「往々当地ニ永住スルニ至ルニモ拘ラス、其無条約国ニ属スルカ為メ、当国政府ニ人頭税ヲ納シ、単ニ兵役ノミハ之ヲ免カルルモ、他ノ關係ニ於テハ総テ其法律ニ服従シ、縦令ヒ之ヲ快トセス、亦必シモ他ノ外国領事館ニ登録スルコトヲ好マス、却テ本館ニ頼リ来リ之カ保護ヲ仰カントスルモノアルハ、即チ支那人ニシテ・・・本館ニ向ヒ、或ハ旧台湾ノ避難民タリ、或ハ長崎・横浜其他日本港ノ出産タル等ノ理由ヲ開陳シテ類ニ登録ヲ請求スルモノ近来漸次増加ノ傾向有之候¹⁷⁾。」ここでは、華人側から台湾という枠を利用して日本に接近しようとしていることがうかがえる。国府寺は、華人の置かれている苦境と対日感情のよさを強調しているが、他方で日本公使館としては、これまで登録を行ったことはないものの、フランス領事館などが、登録・手続きを簡便化し、料金をやすくし、宗教上の力をかりて登録者数を増やそうとしているので、日本もそれに乗り遅れてはならないと述べる。「殊ニ稻垣公使在勤ノ際ハ、支那人ヲ本館ニ登録スルコトハ暹羅政府ノ機嫌ヲ損シ、条約締結ノ成功ニ障礙アリトシ、断然之ヲ拒絶シタル趣聞及居候へ共、斯カル遠慮ノ必要ハ尔後毛頭無之様被存候而已ナラス、当国ニ本邦ノ勢力ヲ伸長シ、其ノ政府ヲシテ我ニ多少ノ重ヲ措カシムルニハ、右等自ラ保護ヲ求メ来ル支那人ヲ一括シテ我法権ノ下ニ収ムルコト、其第一策タルカ如ク相見へ・・・」日本の勢力を伸張し、シャムから重視されるようになること、それが国府寺公使の主張であった。また、元来は条約締結のために遠慮していたが、現在はもう条約を締結したのだから、遠慮することなく支那人を利用して国権の伸長を図るべきだというのである。そして国府寺代理公使は以下のように結論づける。「自今右等ノ支那人登録ヲ自由ニシ、縦令ヒ本邦政府ノ旅券ヲ有セサルモ、凡ソ其出産地ノ本邦版図内ニ属スルコト判然ナルモノハ之ヲ本館ノ籍ニ入レ、其管轄ニ帰セシメルコトニ致度、此段及御伺候。」国府寺は、彼らを「本館の籍」に入れようとしている。日本人とするというよりも、シャムにおいて日本公使館の管轄下に置く、すなわちシャム国内においてのみ日本人と同等の権益を付与しようというのである。

国府寺が支那人登録の必要性を感じた理由は全部で12に及んでいるが、大きくわけて、以下の

三点に概括できるであろう。第一に、「在シヤム支那人」の地歩について。人数も多く、既にシヤムの事情に通じ、現地との関係もできあがり、商権を獲得していること。第二に日本商人の問題について。人数も少なく、地盤もなく、日暹貿易も実質的に支那人の手によること。第三は、支那人が日本に対して友好的なこと。

国府寺は華人ネットワークを日本の下に組み込もうと考えていた¹⁸⁾。ここで注意すべきは、国府寺が望んでいたのが、支那人の登録であったのであり、台湾に戻って登録ができない台湾人を日本籍に組み込むということではないということである。しかし、先に述べたように、台湾という枠を持ち出したのは、華人側である。このようにして、国府寺の言う「本邦版図内ニ属スルコト」というところから、「台湾」という文脈が浮上してくることになる。日本の華人吸収の受け皿としての「台湾」の姿がここに見える。

1899年5月、外務省通商局長は国府寺代理公使に書簡を送り、外相が基本的に同意している旨を国府寺に伝えた¹⁹⁾。「貴地ニ於ヒテ商権ヲ握リ居レル支那人ヲシテ我保護ノ下立タシムルコトハ、我 国貨物ニトツテヨイ」、「扶翼ヲ与ヘル」などといった外務省の論理は、まさに国府寺に通じるものであった。だが、ここで外務省側が許可したのは、「一般帝国臣民ノ登録トハ多少其性質ヲ異ニスル」、別の登録である。「臣民」「新臣民」の外に位置する「登録保護民」を設定しようとしたのである。

8月中旬、国府寺は詳状を調査して外務省に報告した²⁰⁾。「出願者日々有之、其内ニハ純然タル労働者体ノモノ多ク候ニ付、詳ニ其身元ヲ調査シ、正当ノ営業ニ従ヒ居レルモノニシテ当地ニ於テ確乎タル一家ヲ構ヘタル本邦人、若クハ同郷人ニシテ其出産ノ事実ヲ証明スル場合ニ限り、之カ登録ヲ許可スルコト取計居候…多クハ台北又打拘及其近傍出産ニ係リ、既ニ久シク当地ニ流寓シタルモノモ有之、亦タ長嵩出産ニシテ母親ハ本邦人タルモ有之、何レモ当地ニテハ勿論其出產地ニ於テ戸籍等無之候共、其自身ハ概シテ□カナルモノニシテ…」このように、国府寺代理公使は、「支那人」登録の重要性を説きつつも、その支那人の多くが台湾出身と称していることを吐露する。登録希望者は、「台湾出身」の「台湾支那人」であるという論理で、彼らを吸収しようとしたのである。本来なら接点のない筈の日本と華人が、「台湾」という契機によって接点をもつに至ったのである。

しかし、国府寺の予想しえなかった事態が生じる。それは、余りにも希望者が多かったことである。8月末、国府寺は現在の予算とスタッフ数では対応できないことを訴え、登録の暫時停止を報告し、同時に事態に対応できるだけの予算・スタッフ増を申請した²¹⁾。だが、こうした見通しの甘さから生じた予算要求は、青木周蔵外相の眼に留まることになり、その「台湾支那人」に対する拡大解釈さえも問題とされるに至った。青木外相は、10月13日に台湾人取扱に関する書簡を発し²²⁾、「抑々台湾土人ノ日本国籍ヲ取得シタル者ハ素ヨリ帝国臣民同様ノ取扱」を受けることを前提としながらも、以下のように述べた。「台湾総督府ノ規制ニテハ本国臣民タル台湾土人ノ外国へ旅行セントスル者ハ、必ス旅券ヲ携帯スヘキ筈ナレハ、若シ旅券ヲ携帯セサル者ハ、縦令自分カ如何ニ申立ルトモ、果シテ該総督府ノ法規ニ従テ日本国籍ヲ取得シタルモノナルヤ否…又帝国版図内ニ出生シタルモノニ就テハ、其範圍茫漠トシテ、外ヨリ異論招ク概念ナシトセス、故ニヨリ狭義ニ解釈シ、母ハ日本人ニシテ清国若シクハ其他ノ国籍ニ在ラサルモノトセハ、或ハ他ノ異論ヲ受ケタル際、弁解ノ口実ト可相成ク存シ候ヘ共…」青木外相は、台湾総督府の旅券制度を持ち出すなど、非常に慎重な姿勢をみせはじめ、支那人に利用されるようなことのないように忠告している。そして、「可成之ヲ我利益のニ応用シ、徒ラニ多数ノ支那人ヲ収容シテ我煩雜ヲ招キ、之ガ為ニ館費ト費用ヲ要スルコトヲ無之様」と、国府寺の要求を却下し、登録手法についても訂正を迫った。

ちょうどこれと入れかわりに国府寺から状況報告と館費増報告がなされる²³⁾。「拳證精確ノミナラス、事情愍然タルヲ以テ、不得止収録致スモノ数名有之、目下総計百廿六名ノ多キニ及ヒ、随テ此等ノ為メ内地旅券ヲ当政府ニ請求スル等ノコトモ屢々有之、且ツ在留本邦人昨冬ニ比シ、二十余名増加…」国府寺代理公使はこの短期間に100名以上を登録していたのである。日本籍登録に対する圧力の高さに対する読みには失敗したものの、彼の一つの目標であった国権伸張は一応の成功をおさめたかに見えた。

国府寺代理公使は「支那人」を日本の勢力下に組み込もうとしたが、それは実質的に「台湾人」登録を意味した。前述のように、文書から見る限り、台湾枠を持ち出したのは華人側のようにである。国府寺は、彼らを「日本人」として臣民化することに対しては限界を感じており、基本的に臣民とは異なる「登録民」「保護民」としようとしたが、一定数は台湾人として新臣民化することを迫られた。国府寺に何か日本人論とでも言えるものがあるかといえ、それは否であろう。彼は日本の国権伸長のための手段としての登録を想定しており、資格付与はその手続上必要な過程に過ぎなかった。

第三章 稲垣代理公使の再着任と政策変更

国府寺代理公使が希望者の増加、館費不足などで苦しんでいた時、かつての上官にあたる稲垣満次郎全権公使が帰任した²⁴⁾。稲垣公使は、シャム公使館開設時の初代公使で、1898年の日暹友好通商条約締結に尽力、シャム国政治顧問であった政尾藤吉とならび評される初期日暹交渉史の立て役者である²⁵⁾。この稲垣公使のスタンスは国府寺代理公使と全く異なっていた。日本の国権伸張よりも、日暹友好に政策の重点を置こうとしたのである²⁶⁾。

1900年1月末に外務省通商局に着いた稲垣の長文の意見書は、国府寺代理公使の施策の撤回という結論を導く。この意見書は、まず欧米論から始まる。「19世紀末欧州列国ノ外交ナルモノヲ見ルニ、勿論其背後ニハ常ニ強大ナル兵力ノ嚴然トシテ立ツモノアリト雖モ、多クハ穩々ノ裡、縦横ノ策ヲ回ラシ、恰カモ喫煙者ガ其昏睡挟夢ノ間ニ不知不識、煙毒其骨髓ニ入ルヲ覺ヘサルカ如ク、或ハ名ヲ商業ニ籍リ、或ハ文化啓発ノ美名ノ下ニ呑唾ノ慾ヲ恣ニスルモノ多シ²⁷⁾。」稲垣は武力を前面に押し出さない当時の欧州の外交を警戒していた。そして「支那登録問題ハ暹羅王国ヲ腐ラスヘキ亜片タリ」と述べ、欧州諸国がこの問題を利用して、シャムの腐食をねらおうとしているとする。従って「暹國ガ其全力ヲ尽クシテ之ヲ争フ決シテ故ナキニアラサルナリ」と述べる。そして1893年のフランスとの戦争を例に挙げ、そうした戦争による敗北は国家の危機には到らないが、「支那人登録問題ニ至テハ然ラス、該問題ノ消長ハ真ニ暹羅王国興廢ノ掛ル処ニ候」と述べ、この問題の重要性を訴える。

ついで清暹間の関係について以下の二点を強調する。第一に「両国間ニハ未タ通商条約ナルモノ存セス」、シャム政府は清国人をシャム人と同様に扱っている。従って、清国人は内地雑居を認められ、総人口の4分の1から半数をしめるに至っている。第二に、清国人は人数が多いのみならず、商工業の全権を握っている。清国人の置かれている状況をマイナス面で捉えて、苦境に立っているとみるのではなく、シャム人と同等だから内地雑居できたというようにプラス面から捉えている。

この次に問題とされたのは欧米諸国の「治外法権」であった。日本は、まさに1899年に治外法権の撤廃に成功したばかりであったので、この問題に敏感であった。「翻テ欧米諸国力暹國ニ於ケル治外法権ノ濫用ヲ以テ昔日我國民ガ治外法権ノ下ニ苦シミシニ比較スレハ殆ド同日ノ談ニ無之候。

単ニ司法ノ事ニ止マラス行政立法其他万般ノ事列国常ニ之ニ干涉シ殆ト暹国主権ヲ認メサル程ノ場合至リ候。」シャムにおける治外法権の程度は、日本のそれとは異なっているというのである。国府寺に言わせれば、だからこそ利用価値があるということになるのだが、稲垣公使から見ればだからこそ危険だということになる。これらの問題を指摘してから、稲垣は保護民問題を取り上げる。「暹国ハ更ニ特殊ナル事情ノ下ニアリ。夫ハ欧米諸国ノ領事館ニ於テ保護政策ヲ取り競フテ無条約国ナル支那人ヲ登録シ其保護ノ下ニ置キ、更ニ自国臣民ニ等シキ取扱ヲナス事ニ候。」この保護民は、実質的に各国臣民と同様の特権を得ることになるのだが、欧米諸国（イギリス・オランダ・ポルトガルなど）の中でも最もたちの悪い「正敵」はフランスだとした。だが、「暹国ハ正敵ナル仏国ト登録問題ヲ争ハンカ為、英国ニ対シテモ亦全力ヲ尽クシテ争ヒツツアリ」と述べられているように、シャムはまずイギリスとの交渉を行っていたのである。この交渉過程で、後に他国にも適用される基本的な合意が形成される。その合意は以下の通りである。①コロニアル・サブジェクトとブリティッシュ・サブジェクトを問わず、シャムに来てシャム女性と結婚した場合、その子供まではイギリス臣民として遇するが、孫からはシャム人として扱うこと、②イギリスのビルマ占領前にシャムに移住したビルマ人はシャムの法権の下に置くこと、③コロニアル・サブジェクトでシャムに来た者はシャムの法権に従うことなどである。このうち、特に第二点が日暹間で問題となる。「日本の台湾領有前にシャムに来た台湾人はシャムの法権に従う」と読み替えられるからである。

他方シャムは、登録を続けるポルトガル、オランダに対して、本国の外務省に働きかけ、領事を召還させることに成功していた。稲垣の言を借りれば「暹国ノ正敵ハ仏国也。之ト争ハンカ為メニ暹国今ヤ全力ヲ尽クシテ八方ニ敵ト争ヒツツアリ。暹国ニ取りテハ登録問題ハ所謂国交ノ親疎如何ヲ眼中ニ措クノ暇アラサルナリ」ということとなる。

このように稲垣公使は、シャムにとって登録問題が実に国家存亡に関わる大問題であり、シャムがその解決のために策を尽くしていることを強調した。この論理でいけば、国府寺代理公使の施策はまさに妥当性を欠くものということになる。稲垣は、国府寺からの登録許可申請に対して外相が許可を与えたことについて以下のように語る。「右登録ノ事、暹政府一度ヒ之ヲ聞クヤ非常ナル恐慌ヲ来タセシモノノ如シ。勿論暹国ハ東洋ニ於テ我国ヲ兄分ト特ノミ、互ニ相扶翼センコト期シ、殊ニ両国間既ニ条約ノ訂結セルアリ、我国ニ対シテハ深厚ナル交情ヲ抱キ居ルニモ拘ラス、暹国ガ国家存亡ノ問題トシテ争ヒツツアル支那人登録問題ニ於テ間接ニ仏国ノ暴挙ヲ助クルノ拳ニ出ダタルヲ見テ非常ニ其ノ感情ヲ害シタル。」条約締結をふくめ、せっかくなまくいっている両国の関係を崩すことへの危惧と抗議である。このようなことをすれば、当然召還されたポルトガル領事と同じことが、バンコク公使館員にも生じる。シャム政府は、「遂ニ国府寺領事召還ノ請求ヲ為サント迄決心」したのだが、総務顧問ジャクミンが不在であったので、結論を出せずにいたという。「然ルニジャクミン氏過ル十二月二日当府ニ帰任スルヤ、越ヘテ八日外務大臣ト会シ、日本領事館ニ於ケル支那人登録問題ニ関シ討議決定スル処アリシカ如シ。外務大臣及ヒジャクミン氏モ日本領事館ニ於テ百四十名ノ支那人ヲ登録セルヲ見ルニ及ンデ大ニ意外ノ感ヲナシ、且ツ台湾ニ於ケル支那人ニシテ当国ニ来往セルモノ斯カル多数ニ上レル筈無之ト為シ…。」結局、このようにしてシャム政府は日本公使館の対応を非難し、ついで「当館ノ登録甚シク公明ヲ得サルノ證ヲ握リ居ル」とのこと、最終的には国府寺領事（前代理公使）召還請求を決定したという。この情報を政尾藤吉顧問²⁸⁾から聞きつけた稲垣公使は、直ちに善後策をねることになった。「本官ハ支那人登録問題ニ関シテハ善後策ヲ講スヘキヲ以テ国府寺領事召還請求ノ件ハ御見合セアリ度シト」。稲垣の説明では、シャム政府が条約締結交渉において稲垣のことを信じているので、この件を稲垣にあずけると政尾

を通じて通知してきたとしている。

このように国府寺の提示していた方向性は、稲垣公使によって覆された。それは稲垣自身の経歴、考え方の問題もあるが²⁹⁾、シャム政府側の認識の問題もあった。まず支那人登録問題の重要性、第二は問題解決への真剣な取り組み、第三は強硬な対外姿勢などであろう。これらの要素から稲垣は登録制度の廃止を具体化する。この結果、国府寺の設定した「台湾」「台湾支那人」は、縮小していくことになる。国府寺の登録した百数十名は、個別に身分吟味されることになるのである。

ここで留意しておきたいのは、稲垣が、特定の「日本人論」に依拠して、国府寺案に反対しているわけではないということである。言説としての日本人論は多々あったであろうが、この案件に関する限り、政策決定レベルでは、恐らく何ら定見のないままに登録民への組み込みや切り離しがおこなわれたのである。

第四章 登録民たちの実態と問題処理～外交官による「新臣民観」

国府寺領事が登録した支那人の総数は140名に及んでいた。このうち、日本臣民として登録された者が僅かに9名（台湾出生）、残りは全て保護民・登録民（文書上、両者はほぼ同義）であった。また、その131名の登録民のうち114名が、自らが台湾出生であることを主張していた。彼らは果たして本当に台湾出身者であったのだろうか。ここで客観的な状況を見てみよう。以下は、1897年4月から6月にかけて行われた、台湾総督府に対するパスポート申請状況である（カッコ内は渡航先）。

台北県 全 207名（アモイ105名、泉州55名、福州21名、香港9名、他）

台中県 全 13名（香港6名、泉州5名、他）

台南県 全 14名（アモイ12名、泉州2名）

澎湖庁 全 186名（アモイ152名、劉口店15名、金門8名、他）³⁰⁾

ここからも明らかなように、この時期に台湾からシャムに直接渡航する者は、殆どいなかった。このような傾向は、申請者の激増するこの年の夏から冬にかけても同様である。このように実際のところ台湾からシャムへの渡航者は非常に少ないと考えられるのに、何故突如として100名以上の「台湾出生」の申請者が出現したのであろうか。稲垣は言う。「且ツ又台湾出生ノ故ヲ以テ日本臣民トシテ登録スル九名及保護民トシテ登録セル百十人ノ如キニ至ラハ、殆ド多少ノ常識ヲ有スルモノノ、做スヘカラサル事ト存候。」³¹⁾彼の調査は、まず国府寺が「新臣民」として登録した9名を対象とする。国府寺は、①「台湾ニ於ケル出生地ヲ村落名迄知レリト称スル」、②「自己ノ家族台湾ニ住居シ其家族ト交通シタリト称スル信書ヲ所持スルモノ」というこの二点だけで臣民編入手続きをとっていた。稲垣は「我国国籍法ニ依レハ国籍取得ノ手續極メテ慎重ヲ要スヘキニ拘ラス、領事館ニ於テ僅ニ一片ノ信用スヘカラサル願書若シクハ口述ニ対シテ日本臣民トシテ登録シ、而シテ国籍ヲ之ニ付与スルコト、誠ニ穩カナラヌ処置ト被存候」と結論づける³²⁾。

処置は保護民114名にも及ぶ。ここでも結論は明白であった。「更ニ百十四人ノ保護民登録ニ至テハ筆ニスル猶冷汗ノミヲ湿ホスヲ覚ヘ申候。偽名偽一トシテ信ヲ置クニ足タルモノナク、多クハ広東若クハ海南出生ノ支那人ヲ台湾出生ノモノトシテ登録シタルモノニ有之候。」中には在暹日本人が自らの日本人に日本国籍取得を促した例もあり、国籍法を厳格に適用しようとしていた稲垣にとっては目を覆うような状況であった。「顧ミテ領事館登録ノ現状ヲ見ルニ其疎漏不規則ナル、殆ント言語ニ絶セリ。若シ一朝暹政府トノ間ニ交渉事件ノ起ルアラハ、真ニ耻辱ノ極ミト存シ候。」こうした手続上の不備は単にその審査内容にのみあるのではなかった。「支那人登録簿」も存在せず、

当然ながら家族に関する調書もなかった。まさに「途方ニ暮レル」状況であったのである。ただ、国府寺代理公使にしてみれば、国籍審査は一種の方便であって、最終的には日本公使館保護民を増やそうとしていたのだから、彼の論理としては、手続は二の次の問題であった。またバンコクに六ヶ所の登録のための「入口所」ができており、そうしたところと国府寺の関係も指摘されていた。

シャム政府側も、このような日本側の杜撰な登録状況を十分に把握していた。12月14日に稲垣公使がシャム外務次官と面会した際に、次官から国府寺領事（前代理公使）の無法なる登録について確証をつかんでいるという話があった。またそれに先立つ11月21日、同公使は外務大臣と会見、同外相から以下のような話があった。「支那人登録問題ハ暹国ノ死活問題ニシテ国家存亡ノ係ル処ナリ。然ルニ東洋ノ兄弟国タル日本帝国ニシテ猶ホ支那人登録ヲ開始セルニ至テハ暹国ノ最モ悲ム処ニシテ外交上事端ヲ醸モスハ最モ避クル所ニ候得共、事茲ニ至テ如何トモスヘカラス。暹国ハ此問題ニ就テハ絶局迄之ヲ争ハサルヲ得ス。勿論日本領事館ガ正当ナル手続ヲ経テ日本国籍ヲ取得シタル支那人ヲ登録セラルル事、更ニ異議無之ト雖モ、台湾島ノ日本領土ニ属セシ以前ヨリ当国ニ来住シ既ニ暹国法権ノ下ニ服従セシ支那人ヲ驅テ単ニ台湾ニ出生シタルノ故ニ日本領事館ニ於テ之ヲ登録シ若クハ台湾以外ニ出生シタル支那人ヲ御登録ノ事、暹政府ハ徹頭徹尾之ヲ争ハサルヲ得サル処ニ候。」これは先に挙げたシャムとイギリスとの交渉条項、すなわちイギリスのビルマ領有前にシャムに来たビルマ人はシャム人として扱うという内容に重なる。稲垣公使は、既にシャム外相から受け取っていた書簡の内容を引用しながら以下のように提案する。それは、「日本帝国台湾領有以前ヨリ当地ニ来住シタル支那人ニシテ日本帝国台湾領有ノ当時同地ニ不在ナリシ為メ日本国籍ヲ取得セサルモノハ日本領事館ニ於テ登録セサルコト」という一原則をたてる方向で本国外務省の訓令を待つということであった。これは、台湾総督府側と見解を異にする。だが、もし彼らが真に台湾島出身であり、家族がいるのであれば台湾にて申請することも可能なので、必ずしも彼らの国籍取得の道を閉ざすものではない。

この後、シャム政府顧問などから厳しい対応をされるなどして、日本公使は善後策を提示することを求められ、登録した者に対する処置のみならず、今後のために明確な処理基準を設けなければならなかった。

青木外務大臣からは稲垣着任前に以下のような原則が提示されていた。①「台湾土人ノ日本国籍ヲ取得シタル者ハ素ヨリ帝国臣民同様ノ取扱」をすること、②台湾総督府の規定により日本国臣民である「台湾土人」が外国に旅行する場合、必ず旅券を携帯することになっているので、不携帯者は何を申し立てようとも登録しないこと、③帝国版図内に出生した者で母が日本人だという場合、清国など外国籍を取得していない者は登録が可能かもしれない（曖昧）ということ、④帝国政府の旅券がなくとも、帝国版図内で出生したことが明白である場合には、登録が可能かもしれない（曖昧）ということ。国府寺が担当していた時には柔軟であった「台湾」という装置が、運動体ではなく、しだいに法的に輪郭を与えられた固形物へと変形している様が見てとれる。

稲垣公使はこの青木書簡をもとにして議論を進めていこうとする。しかし、青木外相の言う、「日本」「帝国版図」がよくわからない。要するに台湾を含むのか含まないのか。まず②④について、そもそも台湾総督の旅券の無い者は登録申請できないとありながら、帝国版図内で出生したことが明白でありながら旅券の無い者については登録可能としてある。ということは「帝国版図」には「台湾」含まれないということなのか。これが稲垣の第一の疑問であった。第二の疑問は、③について母が日本人とあることについて、この「日本人」に領有後の台湾人女性が含まれるかということであった。これに対して青木外相はこのように回答する。

②④帝国版図内トアルハ日本本土ヲ意味シタル義ニ有之候

③ 「日本人」トアルハ台湾人ヲ含蓄セサル義ニ候³⁴⁾

青木外相は、テクニカルな面ではあるが、台湾を日本本土に含まないこと、日本人に台湾人を含めないことなどを明言している。官僚が案件を処理する際のテクニカルな部分にも内なる境界ができあがっていたことを示す例であろう。稲垣にとって、台湾が内地と同様に扱われるものなのか、あるいは台湾人が日本本土人と同様に扱われるのかといった問題は、当初から明確な解答のあることではなかった。しかし、青木とのやりとりの中で回答を得ていき、他方、それに反論するほどの定見を有していたわけでもなかった。

この後、稲垣公使の手によって事態の収集がはかられるのだが、実質的に登録民達の住所さえ曖昧であることから、作業は難航した。そして、稲垣の後任達は必ずしも稲垣の路線を継承せず、基本的に登録を再開させないまま、先に登録した者については大目に見て自然消滅を待つというスタイルをとった。しかし、総じて稲垣の路線転換によって、日暹間に発生した保護民問題は解決の方向に向かった。シャム政府も 1910 年までには各国といわゆる保護民問題を解決することになった。

おわりに

以上、本稿は、登録民問題を抱えるシャムという特殊な環境において、「新臣民」問題がどのように扱われたかを検討してきた。登録制度を利用して日本の勢力伸張をはかる国府寺代理公使と、日暹友好という見地にたち国益護持路線をとる稲垣公使の政策はそれぞれ対照的であった。こうした路線対立は対清あるいは対中華民国政策においても見られるところである。また日本商人が東南アジア市場に参入する際に、結局のところ華人ネットワークを利用しなくてはならなかったところなど、これまでの研究史とも符合する経緯が読みとれた³⁵⁾。しかし、彼らが保護民を包摂するか否かという議論をする際に、日本人とはそもそもどのようなものであるかといった言説が見られなかったことも特徴的であった。これは、保護民が基本的にシャム国内においてのみ日本国国民と同等の待遇をうけるという存在に過ぎず、日本という国民国家建設上の同化の対象ともならなかったからであろう。しかし、日本帝国がシャムにおいて保護民を包摂しようとしたことも事実である。帝国としての日本を分析する場合、朝鮮や台湾などといった土地に貼り付けられた諸制度や言説とともに、こうした「外縁」も看追できない対象であるように思われる。こうした帝国の外縁にいた、極めて限定的に「国籍」に付随する諸利権を付与される存在が日本人なのかどうか、それは日本人の定義に因る。しかし少なくとも、ある局面において日本国臣民として振る舞うことが許された存在であったことは確認できるであろう。

本稿で扱った「台湾出身者」の多くは広東あるいは海南の出身者であった。従って彼らは「台湾人」ではない。しかし、「日本帝国」にとってはどうであろうか。既に指摘したとおり、「新臣民」となるための法的根拠、手続には様々な逃げ道が設定されていた。これまでの研究史も指摘しているが、「新臣民」は自らの商業活動や政治活動の便宜のために日本国籍を取得したいという華人と、それらを利用して国権伸張あるいは私的利益の拡大をねらう日本あるいは日本人との間で、常に流動的であった。今回の案件も同じである。国府寺の思惑によって、突然 100 名以上の台湾出身者保護民と、9 名の新臣民が出現したものの、後にその多くがその地位を失った。こうした「新臣民」をめぐるダイナミズムは、いわゆる台湾島出身で台湾を拠点に活動している「台湾人」とは違う文脈で動いていくことになる。「新臣民」は台湾出身で台湾を拠点に活動し、総督府に登録をした人

をコアとしながら、外圧（華人からの日本国籍取得希望）と内圧（日本の膨張政策、華人の利用）の中で躍動するものとしてとらえられた。日本政府から見れば、「新臣民」には「利用に値する華人の受け皿」という側面が伴い、また華人にとっては租界や香港同様に「必要に応じて利用可能な資源」と位置づけられていたと考えられている。人数としては些少かもしれないが、日本の台湾統治 51 年の中で増加傾向をたどったことは間違いない。

「日本は、国民形成という課題を、本土国内においてよりも台湾統治の中で問題とされることになったと言えよう。そこでは清朝の属人的な考えと、台湾統治の属地性とは併存した」という指摘がある³⁷⁾。これをより広い意味でとらえれば、日本帝国にとっての「台湾」は、台湾島という領域を越えて、中国世界あるいは華人世界の媒介として、あるいは華人にとっての「日本」への媒介として、東アジアのみならず華人の存在する世界各地に見え隠れしていたということになるだろう。

註

- 1) 日本外務省交史料館では、戦前期（江戸末から 1930 年代前半）のパスポート文書が公開されている。ここには台湾でのパスポート発行に関わる記録（氏名、年齢、住所、渡航先、渡航目的など）が残されている。「新臣民」なる語は、この書類の中で使用されている。『海外旅券下付表』台湾総督府、旅 13 など参照。
- 2) 小熊英二『単一民族神話の起源 〈日本人〉の自画像の系譜』（新曜社、1995 年）参照。
- 3) 清朝が最終的に天朝棄民政策を撤回したのは 1893 年のことである。海外華僑を包摂していた朝貢システムが政治的な意味で瓦解したためである。以後、清および中華民国は国民保護の論理で、華人包摂を企図することになる。しかし、清が国籍法を定めるのは 1909 年のことである。
- 4) 下関条約第 5 条は、条約締結直後から疑問をもたれていた。例えば、「下関条約と台湾につき山田三良質問」（『原敬関係文書』第 6 巻、1986 年、P. 368～370）、デニソン「台湾及其の附属島住民の現時の国民分限並に日本国との将来の関係」（伊藤博文『秘書類纂 台湾資料』原書房、1970 年、P. 226～233）など参照。デニソン意見書の原本は、外務省記録に収められている。それは、The present status and future relations with Japan of the inhabitants of Taiwan and its dependencies という題名で、当初の訳は「国民分限」ではなく「国民身分」となっていた。この意見書は、拓殖務省・高等法院長・台湾総督に転送された。『台湾及其ノ附属島住民ノ現時ノ国民分限並ニ日本国トノ将来ノ関係』日本外務省保存記録 1.5.3-6
- 5) 今のタイ Prathet Thai は、1939 年まで国号を Sijiam, Siam としていたので、本稿ではシャムという呼称を用いる。
- 6) 研究史の整理として、若林正文「台湾植民地支配」（山根幸夫ほか編『近代日本関係史研究入門』研文出版、1992 年〔増補版 1996 年〕所収）参照。一種の功罪論に依拠した最近の論考として、梁華璜（近藤正巳訳）「台湾総督府の対岸政策と『台湾籍民』」（『近代日本と植民地 5』岩波書店、1993 年所収）がある。なお、最近の動向として、鍾淑敏『日本統治時代における台湾の対外発展史 台湾総督府の「南支南様」政策を中心に』（東京大学大学院人文社会研究科博士論文、1996 年）、林満紅の台湾商人の海外活動に関する一連の研究、中央研究院台湾研究所籌備処の台湾人の大陸体験シリーズも参考となる。
- 7) 小熊英二前掲書および同『〈日本人〉の境界 沖繩・アイヌ・台湾・朝鮮 植民地支配から復帰運動まで』（新曜社、1998 年）、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996 年）参照。
- 8) 東南アジアにおける国籍研究に関する代表的日本語文献として、田中恭子「マラヤ・シンガポール華人の国籍問題 自治・独立の過程（1945 年—63 年）を中心に」（平野健一郎編『地域システムと国際関係』〔講座現代アジア 4〕東京大学出版会、1994 年所収）参照。特に注記 1 の研究史整理が参考になる。
- 9) 西太平洋地域における国籍問題および日本の関わりから、様々な興味深い事実を見出すことができる。例えば、日本外務省記録には、清が 1909 年に国籍法を定めた際に、日本外務省と台湾総督府が台湾籍民にも清国国籍が付与されるのではないかと大慌てした様子が描かれている。また、1905 年の日韓協約に

より、日本が大韓帝国の外交権を奪った際、日本外務省が在外公館に対して管轄区域内の朝鮮人の待遇を日本人と同等にするように積極的に手続きをとったことなどがある。そして、1920年代になり、アメリカなどで移民排斥運動が展開された際、フィリピンで台湾籍民が日本国臣民ではなく、中国人として扱われ入国が拒否されて外交案件化した例もみられる。1920年代後半には中華民国が国籍条項の運用を変え、満洲東部の日本国籍の朝鮮族を中華民国国民として包摂したことも少しずつ判明している。これらのそれぞれについて、専論が待たれる。なお、台湾における旅券制度に関わる専論として、梁華瑛「日據時代臺民赴華之旅券制度」(『台湾風物』39巻3期, 1989年9月)がある。

- 10) 明治28年10月18日, 台湾事務局総裁伊藤博文ヨリ外相代理西園寺公望宛書簡, 日本外務省保存記録「在台湾島清国人退去ノ自由ニ関スル条規告示一件」3.9.4-51
- 11) 明治28年10月19日発 [同日起草], 外務大臣臨時代理西園寺公望ヨリ台湾事務局総裁伊藤博文函 (同上史料)
- 12) 台湾総督府と在外公館との文書直接往来に関する取り決めは以下のように展開した。1896年, ペストの流行にともなって, 衛生問題に限って上海・厦門・香港の領事館と直接往来できるようになり (98年シンガポール), 98年9月には商業問題についても, 上海・天津・福州・漢口・香港・シンガポール・マニラ・厦門・ボンベイの各領事館と直接文書往来ができるようになった。しかし, いわゆる新臣民については, 99年2月に漸く厦門領事館との往来が認められただけで, その他の領事館については, 1925年まで認められなかった。因みにシャム公使館に到っては, どの問題についても一貫して往来が認められていない。前掲鍾淑敏博士論文参照。
- 13) 「台湾島ニ清国人ノ上陸条例制定一件 附英国領事ノ異議」日本外務省保存記録, 3.9.4-52, 「清国人製茶職工台湾へ上陸許可一件」同, 3.9.4-55を参照。
- 14) Jeniffer Cushman, *The formation of a Sino-Thai Tin-mining Dynasty 1792-1932*, Oxford University Press, 1991.
- 15) この時期の在シャム華僑に関する基本書として以下がある。William G Skinner, *Chinese Society in Thailand: An Analytical History*, Cornell University Press, 1957.
- 16) イギリス, フランスあるいはオランダといった国々も, 南シナ海に面した植民地を獲得することで華人社会へのアクセスポイントを得たと言える。厦門などに一時的に逃れていた台湾人が, 日本国臣民になることを希望した背景には, 植民地臣民たる華人が中国市場に進出し, 釐金免除など外国人同様の權益を享受していたことがある。明治29年8月8日発, 厦門出張員澤村繁太郎ヨリ総督府民政局長宛函「支那人日本ニ帰化ヲ希望スル源因」(台湾総督府文書, 明治29年, 追加15年保存, 第8門, 戸籍・人事, 雑)。
- 17) 「暹国在留清国人登録並ニ同国人保護関係雑纂」日本外務省保存記録, 3.9.5-6
- 18) 国府寺は外務省に対して, もし許可されるなら申請書を百枚送付するように要請している。これは, 申請者が多くとも百人と見積もられていたことを示す。
- 19) 明治32年5月11日発 [16日起草] 外務省通商局長ヨリ青木外相宛函「在暹清国人登録ニ関スル件」日本外務省保存記録, 3.9.5-6
- 20) 明治32年8月16日発 [9月16日接受] 国府寺公使ヨリ青木外相宛函「在暹清国人登録ニ関スル件」同上史料。(外務省記録では, 国府寺を国分寺と誤記している)
- 21) 明治32年8月31日発 [9月19日接受] 国府寺公使ヨリ青木外相宛函, 同上史料。
- 22) 明治32年10月16日発 [10月13日起草] 青木外相ヨリ国府寺公使宛函, 「支那人登録ノ件」同上史料。
- 23) 明治32年9月30日発 [10月21日接受] 国府寺公使ヨリ青木外相宛, 同上史料。
- 24) 稲垣満次郎 (1861~1908年)。平戸藩士の長男として長崎に生まれる。中村敬字の私塾で英学を学び, ケンブリッジ大学留学。帰国後, 独自の対外政策を説いた『東方策』を著した (1891年)。これが好評で, 97年のシャム公使館開設とともに初代弁理公使に任命され, 日暹通商航海条約締結 (1898年) に尽力した。1907年にスペイン公使。任地で死去。最近, 明治期の人物研究の中で取り上げられることも多い。

- 25) 石井米雄・吉川利治『日・タイ交流 600 年史』(講談社, 1987 年) など参照。
- 26) 稲垣は青木外相に対して、オランダ領事が登録民問題でシャムの不興をかい、本国に召還されたことについての詳細な報告をおこなっている。明治 32 年 12 月 30 日発, 在暹稲垣公使ヨリ青木外相宛「和国総領事召喚ノ件」日本外務省保存記録, 3.9.5-6。
- 27) 明治 32 年 12 月 30 日発 [33 年 1 月 25 日接受], 稲垣公使ヨリ青木外相宛「在暹清国人登録ニ関シ請電訓ノ件」同上史料。以下, 特に言及しなければ, この史料からの引用とする。
- 28) 政尾藤吉 (1870 年～1921 年)。愛媛県出身。東京専門学校卒業後, アメリカ留学。1896 年, エール大学にて博士号取得。1897 年より 1913 年までシャム国政府法律顧問。34 年に駐シャム公使に任命されたが, 着任後半年で他界。なお, 本文中にあるジャクミン (G. R. Jaquemyns) のようにシャムは多くの外国人顧問を雇用していた。彼らの日記や回想録が一部公刊されているものの, 本件に関する記述は殆ど見られない。Walter E. J. Tips, *Gustave Rolin-Jaequemyns and the Making of Modern Siam*. White Lotus, 1996. など参照。
- 29) 稲垣の思想については多くの先行研究がある。広瀬玲子によれば, 稲垣に対する評価はだいたい以下のよう整理されるという。1 南進論者 [矢野暢], 2 南進論者・アジア主義者 [吉川利治・清水元], 3 環太平洋論者 (脱亜入欧) [穎原善徳・広瀬玲子]。本稿で取り上げた例から見れば, 確かに欧米から侵略を受けるシャムを, アジアの「兄貴分」としての日本が救わなければならないとする点で 1 や 2 に通じる部分もある。だが, 稲垣が日本の国益伸長を企図していたわけではないことも確かである。先行研究の中で, 最も対応するのは, 広瀬が『東方策結論草案』(哲学書院, 1892 年) などに基いて, 「万国公法体制」に対する挑戦という稲垣の思想的文脈を議論している部分である。ここで稲垣は, 欧州諸国が連合して小国の主権を侵害することがあるが, これがもしアジアに実施されそうになった時には, これに対抗すると述べている。広瀬玲子「明治中期日本の自立化構想 稲垣満次郎における西欧とアジア」(『史艸』38 号, 1997 年 11 月), 矢野暢「近代日本の南方関与」(『講座 東南アジア学 10 東南アジアと日本』(弘文堂, 1991 年所収), 吉川利治「『アジア主義』者のタイ国進出～明治中期の一局面」(『東南アジア研究』16 巻 1 号, 1978 年), 清水元「明治中期『南進論』と『環太平洋』構想の原型 (I) 志賀重昂『南洋時事』をめぐって」(『アジア経済』32 巻 9 号, 1991 年), 穎原善徳「日清・日露戦争のための覚書 日本の『環太平洋構想』とアメリカ・『脱亜脱欧』」(『新しい歴史学のために』226 号, 1997 年) 参照。
- 30) 台湾総督府『海外旅券下付表 明治卅年四月至六月』日本外務省保存記録, 旅 013。
- 31) この「多少ノ常識」という部分は, 稲垣自身が日本人となるためには一定の「常識」を有していることが必要だと考えていたことを示すと思われる。
- 32) この 9 名はいずれも台湾総督府の発行する旅券を携帯していなかった。稲垣は, 「凡ソ支那人ノ通弊トシテ偽証, 偽名, 其他詐偽的行為ニ至テハ, 殆ンド其為スヲ憚ラサル」と清国人に対する不信感を露にしている。稲垣の思想を考える上で一つの材料となろう。
- 33) 明治 32 年 10 月 16 日発 [13 日起草], 青木外相ヨリ国府寺代理公使宛函「支那人登録ノ件」日本外務省保存記録, 3.9.5-6。
- 34) 明治 32 年 2 月 20 日発 [17 日起草], 青木外相ヨリ稲垣公使宛「在暹支那人登録ニ関スル件」同上史料。
- 35) 東南アジア史あるいはシャム史について言えば, 「何故シャムでは, 他の東南アジア諸地域に比べて華人の同化が進んだのか」という研究史上の問いに一定の回答を与えることができる。研究史においては, 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけてシャムが広大な領土の喪失を引き替えにして登録制度を廃止したことが強調される。しかし, この前提として, 筆者がかつて明らかにしたように, 中国と国交を結ばず, 華人を常に無条件国民としてシャム人と同等に扱うことがあった (拙稿「中華民国北京政府の対シャム交渉」(『歴史学研究』692 号, 1996 年 12 月)。本稿では, 華人が「台湾人」と化して日本臣民と同等になることも防止したということが明らかにされた。外交史的に見れば, これらの三点が結合してシャムにおける華人同化が進行したということになるだろう。なお, シャムには, 少数ではあったが, 日本国臣民としての台湾人が入国するようになり, 彼らは, 戦後タイが国際連合に加盟するのと引き換えに常

任理事国であった中華民国と国交を結んで以降、中華民国の保護下に置かれるようになった。

- 36) これまでの日本人論においても、血統・文化ではなく、国籍面においてのみ「日本人」と見なされる存在があったことは議論されている。だが、保護民は国籍面でも十分な資格が与えられていなかった。
- 37) 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』（岩波書店、1997年、P. 128）

【附記】本稿執筆にあたり、資料収集の面で、台湾大学大学院歴史系博士課程の許佩賢氏に御協力いただいた。記して謝意を表したい。